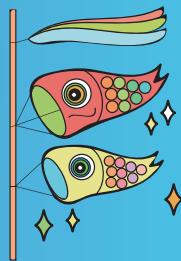


2020
05
May



CLIENT

No.337



給与所得控除の減額・基礎控除の増額

- ・複雑化する年末調整ー
4つの税制改正内容 (1)

P1・2

その他控除の創設と改正、様式変更

- ・複雑化する年末調整ー
4つの税制改正内容 (2)

P3・4

労務トピックス

- ・適正な対応をしていますか？
「身元保証書」を求める際の留意点

P5

相続／事業承継トピックス

- ・認知症 700 万人時代を見据えて
ー「家族信託」を用いた生前対策ー

P6

幣法人からの連絡事項

- ・労働保険申告書の作成

P7



複雑化する年末調整－4つの税制改正内容（1）

まだ今年も半分も終わっていないのに年末調整！？驚かれる方もいらっしゃると思いますが、「平成30年度税制改正大綱」の影響を受け、控除額や申請様式など、令和2年分の年末調整は大幅に変更され、**年末調整業務が例年以上に複雑になる**ことが予想されます。

一方で、国税庁は年末調整手続きの電子化対応を進めています。

CLIENTでは、複数回に亘って年末調整の変更点をご紹介します。今月号では税制改正がもたらす年末調整への影響をご紹介します。早めの準備にお役立てください。

◆年末調整に影響する4つの税制改正内容◆

2020年の税制改正により、年末調整の控除に関する内容が変更されました。また、新たに創設された控除もあります。

- ①基礎控除の改正（基礎控除の引上げ）
- ②給与所得控除の改正（給与所得控除の引き下げ）
- ③所得税額調整控除の創設
- ④配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

①基礎控除の改正（基礎控除の引上げ）

基礎控除はこれまで適用要件がなく、全ての納税者に対して「一律38万円」が控除されていましたが、今回の改正に伴い、合計所得金額に応じた適用要件が設定され、かつ、基礎控除の額が最大48万円に引き上げられることとなりました。

合計所得金額	基礎控除の額	
	2019年度分	2020年度以降分
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円(不適用)

②給与所得控除の改正（給与所得控除の引き下げ）

給与所得控除は被雇用者に対して適用されるもので、所得税の計算において最初に収入金額（年収）から差し引かれます。この控除の額が、一律10万円引き下げられます。

また、

- ・給与等の収入金額の上限が、「年収1,000万円」から「年収850万円」へ
- ・給与所得控除の上限額が、「220万円」から「195万円」へ

これらの変更がありますので、年収850万円を超えると10万円以上の引き下げ額となります。

給与等の収入金額(年収)	給与所得控除額	
	2017年度～2019年度分まで	2020年度分以降
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円(上限額)
1,000万円超	220万円(上限額)	

収入金額が850万円以下の個人にはほぼ影響なし

つまり、①基礎控除の引上げ・②給与所得控除の引き下げをまとめると、給与等の収入金額が850万円以下の理事長、役員、従業員には影響が殆どありません。

給与等の収入金額 (年収)	基礎控除	給与所得控除	所得税への影響
850万円以下	+10万円	▲10万円	影響なし
850万円超 2,695万円以下	+10万円	▲10万円以上～ ▲25万円	給与所得控除の増減 分の差額が生じ増税
2,695万円超	▲6万円・▲22万円・ ▲38万円のいずれか	▲25万円	増税

年収が850万円を超えると、実質的に「所得税の増税」となります。

ほぼ全ての人に申告書の提出義務が発生

①基礎控除の改正②給与所得控除の改正で要件の設定が行われたことにより、合計所得金額が2,500万円(年収2,695万円)以下の場合、新たに「**給与所得者の基礎控除申告書**」の提出義務が発生します。

国税庁の調査※から試算すると、合計所得金額2,500万円(年収2,695万円)を超えない人は99.7%にのぼり、ほぼ全ての方に申告義務が発生することになります。

※民間給与実態統計調査(2017年)

③所得税額調整控除の創設

前頁でご紹介したとおり、年収が850万円を超えると、実質的に「所得税の増税」となりますが、介護や子育てをする世代の負担を軽減するために、新しく「所得金額調整控除」が創設されることになりました。

この制度の適用条件をご紹介します。

- その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者（国内に住所を持つ、または1年以上住んでいる個人）
- 上記を満たし、かつ、「本人が特別障害者である場合」「23歳未満の扶養親族がいる場合」「特別障害者である同一生計配偶者または扶養家族がいる場合」のいずれかに該当する者

年末調整で所得税額調整控除の適用を受ける場合には、「**所得税額調整控除申告書**」の提出が必要となります。

④配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

①～③の改正に伴い、各種控除を受けるために、配偶者や扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されることになりました。見直されるのは下記の5つの要件です。

- A) 同一生計配偶者の合計所得金額要件
- B) 扶養親族の合計所得金額要件
- C) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件
- D) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件
- E) 勤労学生の合計所得金額要件



◆年末調整に向けて準備しておくべきことは？◆

これら4つの改正が、年末調整業務にどのように影響するのでしょうか。大きなところでは、申告書が新しくなることによる実務上の負担増が考えられます。

従業員への事前の周知・アナウンス

これまでの配偶者控除等申告書の様式が変更になり、新たに加わる「**給与所得者の基礎控除申告書**」と「**所得金額調整控除申告書**」が合体し、1枚の様式になります。

3つの様式が1枚になり、従業員ごとに記入する項目が変わるため、記入漏れ等が例年以上に発生する可能性があります。

また、医院で年末調整を行っている場合には、記入項目や内容のチェック、計算内容の確認などが煩雑となるため、担当者の事前確認が必要です。

給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

前職税務番号 給与の支払者の氏名(フリガナ) (フリガナ) あなたの氏名
 給与の支払者の法人番号 あなたの住所又は居所
 税務署 給与の支払者の所在地(住所)

◆給与所得者の基礎控除申告書◆
 ○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 (高所得者等)
 (1) 給与所得
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額
 ○控除額の計算
 90万円以下 (A) 48万円
 90万円超 950万円以下 (B) 48万円
 90万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
 1,000万円超 2,400万円以下 32万円
 2,400万円超 2,450万円以下 32万円
 2,450万円超 2,500万円以下 16万円

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆
 ○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 (高所得者等)
 (1) 給与所得
 (2) 給与所得以外の所得の合計額
 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額
 ○控除額の計算
 区分Ⅱ
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲
 48万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円
 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 8万円 4万円 2万円
 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円

◆所得金額調整控除申告書◆
 所得の種類 収入金額 (高所得者等)
 (1) 給与所得
 (2) 給与所得以外の所得の合計額
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額
 ○控除額の計算
 90万円以下 (A) 48万円
 90万円超 950万円以下 (B) 48万円
 90万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
 1,000万円超 2,400万円以下 32万円
 2,400万円超 2,450万円以下 32万円
 2,450万円超 2,500万円以下 16万円

※2020年3月現在、国税庁が発表している様式です

クラウドシステム導入の検討

複雑化する年末調整作業を「紙」だけで進めるのは実務負担が大きくなります。負担を軽減するために、業務の簡略化を検討されてはいかがでしょうか？クラウド型の年末調整システムなどを利用することで、従業員の申告書提出から、担当者のチェック・差し戻しまでオンラインで完結でき、作業の効率が飛躍的に向上します。

なお、国税庁は2020年10月に「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」の提供を始めることを発表しており、**年末調整業務のペーパーレス化・電子化は、今後ますます広がっていくことが想定されます。**

今後は保険料などの控除証明書のデータ管理も加速していくでしょう。これを機に、デジタルサービスを活用した業務の簡略化について検討を始めることをお勧めします。

年調ソフトは国税庁から無償で提供されるものの、実物がまだ公開されていないため、運用面では懸念点も残ります。また、年末調整を電子化する場合、市販のシステムを使うにしろ、国税等の年調ソフトを使うにしろ、2020年8月までに税務署に届出書を提出をする必要があります。次月のCLIENTでは、年末調整の電子化についてご紹介をする予定です。

ご不明な点はお気軽にお問合せください
 日本クレアス税理士法人医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

入社時に従業員の素性や経歴の保証に加え、従業員がクリニックに何らかの損害を与えた場合に本人と連帯して賠償してもらうため、身元保証書の提出を求めているクリニックがあります。民法の改正により2020年4月から「保証」に関わる規定が大きく変わりました。身元保証書について適正に運用されているか、確認しましょう。

■ 2020年度の身元保証契約は要注意

2020年4月より「個人保証人の保護強化」を目的に、極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効とされることとなります（改正民法465条の2）。

入社時に求める身元保証書には、被用者が雇用主に損害を与えた場合、身元保証人が本人と連帯して損害を賠償するという連帯保証契約が含まれますが、身元保証人にとっては、将来どのような損害を保証することになるのか明らかではなく、場合によっては厳しい責任を負ってしまう可能性もあります。今回の改正では、保証人の責任を限定するため、賠償の上限（極度額）を定めなければ、身元保証人の連帯保証契約は無効となる規定に改正されました。従って身元保証契約を締結する際には、賠償の上限（極度額）を定めておく必要があります。



■ 身元保証書が形式的になっていませんか？

入社時の提出書類の1つである身元保証書の運用実態をみると身元保証書を形式的に提出させている会社も多く、身元保証人に対して

- ・3年又は5年の更新手続きを適正に行っていない
- ・従業員の異動や業務内容の変更の際に、その告知をしていない

といった状況により身元保証契約の効力を失っている（つまり、損害賠償を請求することができない）ケースが少なくありません。

■ 身元保証書に求めるスタンスをまずは明確に

今回の改正を受けて、書式の変更や運用の見直しを検討される場合には、まず身元保証人に「何を求めるのか」を再確認し、そのスタンスに合わせて身元保証書の内容の見直し可否を検討されてはいかがでしょうか。

例えば、

- ①実際に損害を受けた場合に何が何でも連帯して賠償してもらいたい！
というスタンスで求めるのであれば、極度額の記載は必須。
- ②労務管理上、本人と連絡がとれなくなったときの身元引受人的な役割を身元保証人に求めている！
というスタンスであれば、損害賠償に関する規定は削除。
- ③毎年の更新手続き等を行っておらず、そもそも身元保証書が形骸化しているのであれば
今後において身元保証書をとる運用は廃止。

などが考えられます。

日本クリアス社会保険労務士法人では、今回の改正により必ずしも身元保証書の書式の変更が必要なわけではなく、契約締結の意図によって対応内容が変わるというアドバイスをしています。実務面でお悩みの際はぜひお問合せください。

ご不明な点はお気軽にお問合せください

日本クリアス税理士法人医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

世界に先駆け高齢化が進む日本では、高齢者の数は年々増加傾向にあり、65歳以上の高齢者は総人口の5人に1人という時代に突入しています。また、それに伴い認知症患者数も2015年には65歳以上の7人に1人であったものが、2025年には5人に1人になると予想されており、その数は700万人超といわれています。

政府としても認知症に対する政策の確立は急務であり、認知症施策推進関係閣僚会議においてまとめた「認知症施策推進大綱」をみると、これからの時代は認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続ける「共生」と、通いの場の拡大として「予防」の取組を進めることで、社会と認知症患者との共存を可能にすることが重要であるとしています。そこで今回は、認知症対策として期待されている「家族信託」についてお話ししたいと思います。

家族信託とは？

そもそも信託とは、財産の所有者(委託者)がその財産の管理・処分を信頼する者(受託者)に託し、利益を受ける者(受益者)のために目的を定め運営を行う仕組みを言います。その際、報酬を取らない信託を民事信託と呼び、世間では家族信託の愛称で通っています。基本形の登場人物は2人ですがケースにより3人という場合もあり、家族信託は、委託者の意思決定を助けることを目的としています。

通常の財産管理と異なるのは、家族信託は委託者の持つ財産の管理・処分の権限を受益者に移す、という「法律による保護」という点です。

家族信託のメリット・デメリット

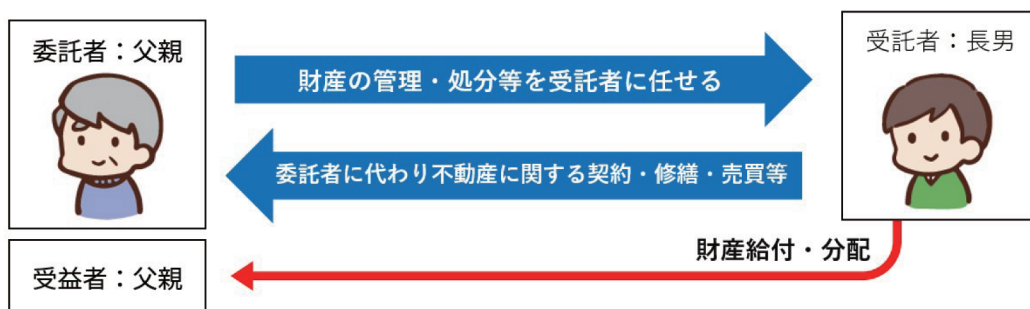
<家族信託のメリット>

- ①生前から財産管理を任せることができる
- ②信託財産から発生する利益は受益者に帰属
- ③財産帰属者の指定が可能

<家族信託のデメリット>

- ①他の兄弟が快く思わない可能性がある
- ②相続税の節税対策にはならない
- ③融資を受けている金融機関の理解が必要

<認知症になった場合に備えて、親子間で家族信託契約を結んだケース>



認知症になってしまうと、本人の意思表示を明確にできないため、財産の管理・処分などの手続きをすることが出来なくなってしまいます。しかし認知症になる前に信託契約をすることで、特定の方に安心してこれらの手続きを任せることが出来るため、よりベストなタイミングで財産の有効活用・処分などの対策を取ることが可能になります。

ご不明な点はお気軽にお問合せください
日本クレアス税理士法人医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

労働保険の申し込み及び費用について

5月末から順次、労働局から皆様のお手元に、申告書が届く予定です。

弊法人に作成を依頼される場合は**6月12日(金)**までに、その申告書をお送りください。

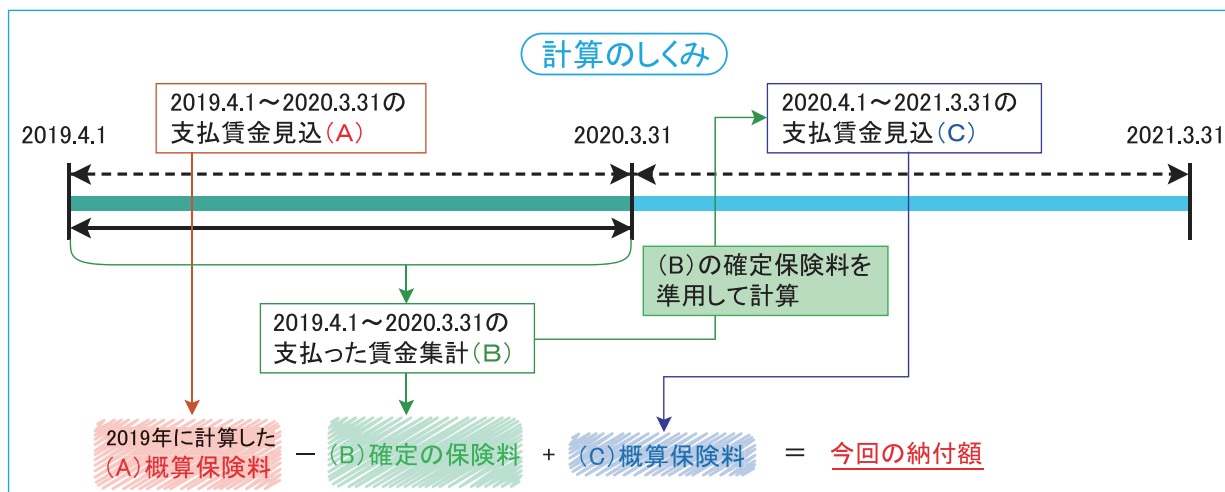
令和2年度の労働保険年度更新は、7月10日(金)までとなっております。7月10日(金)までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料の算定方法は、2019年4月1日から2020年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。今回より一部費用が変更となっております。詳しくは下記の一覧表をご参照ください。

費用一覧

	①	②	③
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、労働保険組合等に提出	医院が計算、弊法人でチェック
1名	3,000円	3,000円	3,000円
2名			
3名			
4名	4,000円	4,000円	4,000円
5名	5,000円	5,000円	5,000円
1人増ごとに	1,000円	1,000円	1,000円

(注) 人数とは常時使用労働者数(申告書④欄)をいいます。/費用には別途消費税がかかります。
 (注) 別途見積書で料金をお知らせしている場合は、そちらでの請求となります。

※医院で計算して申告する場合は、申告期限7月10日(金)に間に合うようにご準備ください。



日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 337号

■発行日：2020年5月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246



〈国内〉 東京/大阪/富山/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート